

令和7年稲敷市農業委員会第2回総会

〔2月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第5条（届出）について
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について
日程 9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
7番	篠崎惣壽君	17番	坂本富男君
8番	村松清美君	18番	川島昇君
9番	坂本和夫君	19番	根本脩君

10番 村山文雄君
欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	宮本祐司君
農業委員会事務局係長	坂本 証君
農業委員会事務局主査	久保田 健夫君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年2月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん15名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は6番宮本信夫委員、7番篠崎惣壽委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから8ページまでの6件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第5条（届出）について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。

議案書9ページでございます。農地法第5条第1項第6号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出1件でございます。申請番号1番、江戸崎字新山、畑1筆、459㎡について、受人が自己住宅用地として利用するものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書10ページの1件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号23番につきましては、関連する案件がありますので、議案第2号で一括して審議いたします。申請番号1番から22番について、事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 11ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転14件、贈与による所有権移転2件、賃貸借権の設定5件、使用貸借権の設定1件でございます。

申請番号1番 浮島字妙岐、田1筆、2,005㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため賃貸借権の設定をするものであります。

申請番号2番 結佐字流作、他1地区、田6筆、畑1筆、10,607㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号3番 八千石字八千石、田1筆、4,956㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号4番 結佐字上結佐、田1筆、2,738㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号5番 結佐字上結佐、他1地区、田3筆、9,957㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号6番 上根本字羽黒下、畑1筆、168㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号7番 押砂字外野、田1筆、1,480㎡についてでございますが、受人が使用貸借権を更新するものでございます。

申請番号8番 堀之内字堀之内、他1地区、田3筆、10,199㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため賃貸借権を設定するものでございます。

申請番号9番 月出里字下林、畑1筆、2,345㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号10番 松山字柳町、田1筆、614㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号11番 江戸崎字新山、畑1筆、277㎡についてでございますが、受人が営農を開始するために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号12番 八筋川字八郎田、他1地区、田2筆、2,186㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

申請番号13番 境島字川脇、田1筆、741㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため賃貸借権の設定をするものでございます。

申請番号14番 八筋川字八郎田、田2筆、10,177㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため賃貸借権の設定をするものでございます。

申請番号15番 高田字前ノ浜、田1筆、275㎡についてでございますが、受人が営農を開始するために譲り受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号16番 桑山字俵田、田1筆、1,367㎡についてでございますが、受人が賃貸借権を更新するものでございます。

申請番号17番 佐原組新田字高丸、田11筆、17,365㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号18番 中島字講谷津、他2地区、田10筆、畑4筆、11,079㎡、

申請番号19番 桑山字浦向、田1筆、6,225㎡、

申請番号20番 結佐字下結佐、田1筆、993㎡、

申請番号21番 曲淵字外野、田1筆、1,256㎡、

申請番号22番 佐原組新田字伊佐部、田1筆、2,410㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号1番について、報告いたします。

2月1日に宮本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機4台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は275日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番から5番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号2番から5番について報告いたします。

2月1日に風間推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。4件それぞれの受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、2番から5番までそれぞれトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、3番は乾燥機2台、その他の3件は乾燥調整については委託しております。農作業従事日数は4件ともそれぞれ150日以上でございます。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。申請番号6番について、報告いたします。

2月6日に野村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に白菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。申請番号7番について、報告いたします。

2月4日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、耕運機2台、軽トラック2台、普通トラック1台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野修君） 5番永野です。申請番号8番について、報告いたします。

2月8日に鈴木推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号9番について、報告いたします。

2月4日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に落花生、水稻を栽培している農業者であります。3世代で農業を経営しておりまして、従業員も雇用し、大型ハウスも所有している大農家です。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番、11番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号10番について、報告いたします。

2月3日に山口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数270日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号11番について報告いたします。

2月8日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は新規に農業を開始するために畑を取得したいとの事です。農機具等の所有状況は、トラクター1台、管理機1台を導入予定であります。農作業従事日数150日を予定しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろ

しくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号12番から14番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号12番から14番について、報告いたします。

2月4日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機4台、軽トラック1台、油圧ショベル1台、回送車1台を所有しております。農作業従事日数280日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号15番、16番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。申請番号15番について、報告いたします。

2月4日に宮本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は新規に自宅の隣にある畑を取得したいとの事です。農機具等の所有は無く、刈払い機だけであります。農作業従事日数は150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号16番について報告いたします。

2月4日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコン、サツマイモを栽培している法人であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号17番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号17番について、報告いたします。

2月6日に鳥羽推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日。受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） 申請番号18番から22番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

墳本典勇君。

○11番（墳本典勇君） 申請番号4番について、経営面積が記載されていないのですが、新規就農ということでしょうか。

○農業委員会事務局（久保田健夫君） 申請者の親が農地を所有しておりますが、世帯が分かれているた

め、空白となってしまっております。農業経営は一緒に行っていますので、記載の不備でございます。大変失礼いたしました。

○11番（埴本典勇君）わかりました。

○議長（根本 脩君） その他ございませんでしょうか。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から22番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号6番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から5番について事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 17ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字道の下、畑2筆、850㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電用地、580Wパネル148枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番、3番は同一事業で権利種別が所有権移転および使用貸借権でわかれているものであり、一括での説明といたします。中山字後畑、畑2筆、569㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区除外済みの第1種農地と判断いたしました。申請人は市内で農業を営んでいる法人で、事業規模拡大に伴い現在の事務所が手狭になったため新たに事務所兼休憩所及び農機具置場を新設するものでございます。転用計画は、軽量鉄骨造1棟67.39㎡、農機具置場等となっております。取水は水道、汚水、雑排水は浄化槽処理後、排水路へ放流する計画で、土地改良区の放流同意書も添付されております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号4番 上根本字西ノ台、他1地区、畑2筆、1,086㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電用地、585Wパネル140枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号5番 高田字大畑、畑1筆、1,107㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的

は太陽光発電用地、585Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

これで、議案第2号申請番号1番から5番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る6日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

申請番号2番、3番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号2番、3番について、去る4日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

申請番号4番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。

申請番号4番について、去る4日、油原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

申請番号5番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号5番について、去る4日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号1番から5番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号 申請番号23番、議案第2号 申請番号6番について、いずれも所在と申請人が同一の営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長(坂本 証君) 16ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号23番 桑山字俵田、田1筆、1, 067. 94㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。次に18ページをお開き願います。議案第2号 申請番号6番 桑山字俵田、田1筆、0. 4㎡についてですが、営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、下部農地でサカキを栽培し、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものの期間満了により再申請するものでございます。転用期間は、令和10年2月9日までの3年間で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第1号 申請番号23番及び議案第2号 申請番号6番の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号 申請番号23番、議案第2号 申請番号6番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番(篠崎惣壽君) 7番篠崎です。

議案第1号、申請番号23番および議案第2号、申請番号6番の営農型太陽光発電について、去る4日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、申請番号23番、議案第2号、申請番号6番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたし

ました。

日程 7 議案第 3 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 3 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 19 ページをお開き願います。

議案第 3 号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付 11 件でございます。

申請番号 1 番 羽生字八幡馬場、畑 1 筆、418㎡

申請番号 2 番 羽生字八幡馬場、畑 1 筆、429㎡

申請番号 3 番 羽生字八幡馬場、畑 1 筆、661㎡についてですが、いずれも耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 4 番 古渡字ゴアン前、畑 1 筆、392㎡についてですが、昭和 57 年より宅地として使用されており、撮影年月日、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 5 番 清水字浦向下細町、他 1 地区、田 3 筆、1,152㎡についてですが、20 年以上前から宅地として使用されており、撮影年月日、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 6 番 椎塚字中畑、畑 1 筆、331㎡についてですが、平成 11 年以前から農業用倉庫として使用されており、撮影年月日、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 7 番 中山字大久保、他 1 地区、畑 4 筆、2,107㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 8 番 中山字大山下、田 1 筆、379㎡についてですが、昭和 50 年頃より宅地として使用されており、撮影年月日、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 9 番 境島字川脇、田 1 筆、2,814㎡についてですが、平成 10 年頃よりボート置場として使用されており、撮影年月日、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 10 番 月出里字花指、田 1 筆、464㎡

申請番号 11 番 月出里字花指、田 1 筆、1,072㎡についてですが、いずれも耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番から 4 番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5 番（永野修君） 5 番永野です。申請番号 1 番から 4 番について、去る 6 日、吉田委員と鈴木推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、1 番から 3 番については

現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。4番については、昭和57年より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号5番について、去る4日、内田委員と中沢推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号6番について、去る4日、埴本委員と藤巻推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成11年以前より農業用倉庫用地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番、8番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号7番、8番について、去る4日、山口委員と海老原推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、7番については現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。8番については、昭和50年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。

申請番号9番について、去る4日、坂本富男委員と推進委員の坂本泰助委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成10年頃よりボート置場として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番、11番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本典勇君） 11番埴本です。

申請番号10番、11番について、去る4日、篠崎委員と古渡推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であることから、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本証君） 22ページをお開き願います。

申請番号1番 中山字堂前、田1筆、800㎡についてでございますが、育苗ハウス設置のための農地改良協議でございます。埋め立てに用いる土、800㎡は市内の山砂を購入し、2トン車200回分を申請地に約1m埋め立てる計画で、埋め立て後は、育苗用ハウスを設置する計画です。廃棄物対策室との協議も了しております。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号1番について、去る6日、山口委員と海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務局の説明通り間違いなく、育苗ハウス設置のために農地に購入した土を入れるものであり、問題ないと思われまふ。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程 9 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条(農用地利用集積計画の公告)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第 5 号「基盤強化法第 19 条(農用地利用集積計画の公告)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(宮本祐司君) 23 ページをお開き願います。

議案第 5 号「基盤強化法第 19 条(農用地利用集積計画の公告)」についてでございます。

基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、4 件、19 筆、46,240㎡、再設定が、10 件、36 筆、72,338㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 5 号「基盤強化法第 19 条(農用地利用集積計画の公告)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を議題といたします。なお、申請番号 2 番から 6 番につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限に、坂本和夫委員が該当いたしますので、9 番坂本和夫委員の退室を求めます。

(坂本和夫委員退室)

事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(宮本祐司君) 32 ページをお開き願います。

議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

今回は、16件、63筆、155,317㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、9番坂本和夫委員の入室を認めます。

（坂本和夫委員入室）

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時05分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

6 番 委 員 宮 本 信 夫

7 番 委 員 篠 崎 惣 壽